

会議の名称	令和元年度 第2回 東久留米市空家等対策協議会				
開催日時	令和元年8月8日(木) 午後3時00分から午後4時00分まで				
開催場所	庁舎4階 庁議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者(敬称略)</p> <p>会長：並木 克巳</p> <p>副会長：川 義郎</p> <p>委員：殿田 俊三、志藤 美和、北村 喜宣、武藤 進、 塩野 麻里、齋藤 正人、濱中 冬行、小林 尚生、 内山 実、長谷川 新一</p> <p>●欠席者</p> <p>なし</p> <p>●事務局 環境安全部長 下川 尚孝 環境政策課長 岩澤 純二 同課 係長 小林 秀敏 同課 主任 白旗 曜</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	なし
会議次第	<p>開会</p> <p>議題</p> <p>議題1 会議録の確認について</p> <p>議題2 東久留米市空家等対策計画(素案)について</p> <p>(1) 特定空家等部会からの報告</p> <p>(2) 有効活用部会からの報告</p> <p>(3) その他記載について</p> <p>その他</p> <p>閉会</p>				
配布資料	<p>次第、令和元年度 第1回東久留米市空家等対策協議会会議録(案)(資料1)、東久留米市空家等対策計画(素案)(資料2)、東久留米市空家等対策協議会各部会議題および結果について(資料3)、有効活用希望をつなぐ枠組みの構築 修正案(当日資料)</p>				
問い合わせ先	<p>東久留米市環境安全部 環境政策課生活環境係</p> <p>電話：042-470-7753(直通)</p>				

会 議 経 過

1. 開会

東久留米市空家等対策協議会条例第6条第2項の規定により、委員の過半数が出席しているため、会議は成立となる。

(会長)

それでは、議題に移る前に傍聴及び資料について事務局よりご報告をお願いします。

(事務局)

本協議会は公開とされております。ただし、個人情報等の非開示情報を含む場合は非公開となります。本日の議事では個人情報等の非開示情報を取り扱う予定がないことから公開となります。現時点は傍聴人がおりませんが、傍聴人が来た場合には入場していただきますのでよろしくお願いします。

事前配布の資料2の45ページをご覧ください、特定空家等部会で検討したものから、図の見せ方を一部変更しておりますが、内容について変更していません。

2. 議題

1) 会議録の確認

(会長)

それでは「議題1 会議録の確認について」に移らせていただきます。

5月9日に開催された令和元年度第1回空家等対策協議会会議録の確認について事務局から説明を願います。

(事務局)

「資料1 令和元年度 第1回東久留米市空家等対策協議会会議録(案)」についてご説明させていただきます。

会議録については事前に各委員にご確認いただいた上で一部文言修正を行い、事前配布させていただきました。ご確認いただいた後に発言の趣旨の変わる修正は行っておりません。委員の皆様ご協力ありがとうございます。

(会長)

この「会議録(案)」について何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは「会議録（案）」の「(案)」と取って公開をお願いいたします。

2) 東久留米市空家等対策計画（素案）について

（会長）

次に、「議題2 東久留米市空家等対策計画（素案）について」です。前回の協議会から今回の協議会までの間に、各部会を開催しております。部会に参加した委員の皆様には感謝申し上げます。各部会からの報告を各部長より、その他記載について事務局より報告をいただきたいと思います。なお、部会で議論いただき、一定の方向性をいただきましたので、その方向性を基に事務局によって対策計画素案を作成しております。従いまして、「その他記載について」において素案全体についても事務局から説明させていただきます。そのため、全ての説明後に皆様からご意見をいただきたいと思います。それでは「(1) 特定空家等部会からの報告」をお願いします。

（特定空家等部会長）

それでは、特定空家等部会について報告させていただきます。

「資料3」1ページをお開き下さい。特定空家等部会については、5月27日、6月21日の2回開催いたしました。検討した議題は、資料のとおり「1. 空家等に関する適正管理の流れ」「2. 特定空家等に対する措置の体制」「3. 現地調査票と特定空家等判定基準」についてです。

第1回部会では議論を始める前に、東久留米市の実際の空き家の状況を確認し、具体的なイメージを持って議論するために、現地視察を行いました。委員からは、「樹木の繁茂している空き家が多い。」「他の自治体では家が隠れるほどの樹木の繁茂はあまりみられない。」等の感想があり、「樹木繁茂による影響が出ている空き家が東久留米市の特性ではないか。」との意見がありました。

「1. 空家等に関する適正管理の流れ」については、「①空家等及び特定空家等に対する調査から措置へのフローについての確認」「②特に特定空家等への措置について瑕疵が無いかの確認」について主に議論を行いました。

部会の方向性としましては、「所有者特定及び特定空家等であるか否かの判断について適正に行うこと。」「特定空家等にあたるか否かの判定について、市職員だけではなく、専門家に対しても意見を求める方が良いのではないか。」「フロー図についてはわかりやすさを重視した作りを望む。」等の意見がありました。

その結果を受けまして、事務局の方で、「資料2 東久留米市空家等対策計画（素案）」45ページから57ページの記載のとおりにまとめていただきました。

これと関連しますが、「2. 特定空家等に対する措置の体制」については、「特定空家等認定に対する協議会の関わり方」「市の実施体制に求める機能」の2点について主に議論を行

いました。

部会の方向性としましては、「特定空家等認定するかどうか、認定した以降の事項に対して、協議会は助言することができるのと良いのではないか。」「協議会の中に部会を設置し、機動的に対処することができるようにすること。ただし、部会について委員構成や人数、所掌事務については今後の検討が必要ではないか。」という意見がありました。市の実施に体制に求める機能としては、代執行の前提である命令において公聴会を開催する手続きが必要なので、市内部で手続きについて検討をお願いすることとなりました。

これ以外の意見としましては、「空家等の段階で部会に意見を聞くのであれば、市民の方々からの意見を聞いたうえで、部会から助言することも考えた方が良いのではないか。」「今後空家等対策について啓発していくと、市民の空き家に対する見る目、とらえ方も変わって動きがあるかもしれないので、そういったことを考えて検討しても良いのではないか。」という意見もありました。

その結果を受けまして最終的に、「資料2 東久留米市空家等対策計画（素案）」45ページ記載のとおり事務局の方にまとめていただきました。

「3. 現地調査票と特定空家等判定基準」については、「判定基準を点数化すべきか、非点数化とすべきか」「国土交通省ガイドラインに準拠するかしないか」について議論いたしました。

部会の方向性としましては、判定基準について、どうすれば行政が適正に判断できるかという点で、点数化の検討は行いましたが、「個々の要素における点数が共通の基準で評価できないのではないか、現時点では単純な点数化は難しいのではないか」という意見があり、そのため、非点数化、定性的基準を運用し、経験を重ねながら必要に応じて点数化も検討するという点で、まずは非点数化を採用するということになりました。

国土交通省ガイドラインにつきましては、ガイドラインに準拠しつつ、現地視察で確認した東久留米市の特性である樹木の繁茂等の特性などを盛り込めむなど、詳細な基準については、改めて庁内でご議論いただき、市で決定していただくこととなりました。

その結果を受けまして、事務局の方で、「資料2 東久留米市空家等対策計画（素案）」54ページ「(1)」記載のとおりまとめていただきました。

特定空家等部会の報告は以上です。

(会長)

ありがとうございました。次に、「(2) 有効活用部会からの報告」をお願いします。

(有効活用部会長)

それでは、有効活用部会について報告させていただきます。

「資料3」3ページをお開き下さい。有効活用部会については、当初2回の開催予定でしたが、事務局の依頼により、5月23日、6月20日、7月25日の3回開催いたしました。

検討した議題は、資料のとおり「1. 総合相談窓口の必要性と体制」「2. 地域住民との連携」「3. 利活用希望をつなぐマッチングサービスの検討」についてです。

「1. 総合相談窓口の必要性と体制」については、「①所有者の持つ様々な課題を解決することで、所有者自身による空家等の解消を促すこと」「②ワンストップで所有者の持つ様々な課題を調整する総合相談窓口の設置の必要性と体制」について主に議論を行いました。

部会の方向性としましては、所有者の様々な課題をワンストップで解消する総合相談窓口については、空き家をなくすための第1歩として必要であります。役割の具体化や設置手法について課題がある。そのため、まずは市が相談窓口となって所有者の課題について解消を図るが、それには専門家団体、民間事業者やNPO法人などと連携・協定を推進する必要がある。並行して、市の相談窓口寄せられる事例を基に、今後の本協議会や部会などで総合相談窓口の具体化を検討する、となりました。

その他の意見としましては、「相談窓口を市民に周知することが大きな進歩になる。」「空き家の所有者の相談がたらいまわしにならないよう願う。」「総合相談窓口の担う役割によっては、市外部に設置することも考えられる。」というものがありません。

その結果を受けまして、事務局の方で、「資料2 東久留米市空家等対策計画（素案）」58ページ、59ページの記載のとおりにまとめていただきました。

「2. 地域住民との連携」については、「①地域での空家等への取り組みにより、地域の活性化や管理不全空家等の発生予防につなげる」「②有効な取り組み事例を市内の地域へ展開する」について主に議論を行いました。

部会の方向性としましては、まずは、自治会を中心とした地域に対して、空き家問題や地域での空き家への取り組み事例について情報発信する。また、地域内に存在する空き家の情報について、市と相互に情報共有することを検討する。これらの取り組みによって、市と地域・地域内での空き家問題の意識の共有を図り、地域による空き家の見守りといった取り組みにつなげることとなりました。

その他の意見としましては、「空き家が放置空き家とならないよう、所有者と近隣がコミュニケーションを取れていることが、放置空き家解決の入口となる。」「地域に住む人が、空き家問題を『地域の問題』と捉えなければ解決しないことを周知すべき。」「自治会空白地域や、自治会加入率低下、自治会活動の差もあることから、自治会以外でも地域の空き家に目を向けることができる団体があれば、それらの団体との連携も検討すべき。」「空き家に限らず、問題意識醸成のための情報発信には、市において様々な部署との連携が必要である。」

「地域との空き家情報の共有について、個人情報壁がある。」「コミュニティに対する助成や空き家の公的活用によって、地域の活性化につながる事が理想である。」「空き家の活用のため、民間活力を利用することを検討できないか。」というものがありません。

その結果を受けまして、事務局の方で、「資料2 東久留米市空家等対策計画（素案）」38ページ記載のとおりにまとめていただきました。

「3. 利活用希望をつなぐマッチングサービスの検討」については、「空家等の解消や地

域活性化につながる取り組み」として、活用したい方、活用してほしい方を結ぶ取り組みについて主に議論を行いました。

部会の方向性としましては、まずは、市が主体となる「全国版空き家バンク」を実施することによって、利活用にあたっての所有者と利用者双方の条件や意向について把握し、必要に応じて今後の有効活用の仕組みについて検討する。また、市内の氷川台自治会で取り組まれた空き家の有効活用は、東久留米市での空き家の有効活用の仕組みを検討するにあたって参考すべき事例であるとして、コラムとして発信することとなりました。

その結果を受けまして、事務局の方で、「資料2 東久留米市空家等対策計画（素案）」42ページから43ページ記載のとおりにまとめていただきました。

その他全体を通してですが、空き家の有効活用に関しては、今後も検討すべきこともあり、今任期中に有効活用を議論するための部会を再度の開催する必要があるという結論となりました。

最後に、私も含めたほぼ全員の部会委員の意見でもありますが、利活用を考えるうえで、庁舎内の連携、環境政策課だけではその範囲を超えている、他の部あるいは課との連携や調整が必要不可欠となる、ということが部会の意見として、ぜひとも部会の総意ともなりますので事務局の方で検討することをお願いいたしました。

以上、有効活用部会の報告となります。

(会長)

ありがとうございました。次に、「(3) その他記載について」事務局よりお願いします。

(事務局)

最初に、東久留米市空家等対策計画（素案）について、各部会の委員の皆様については、お忙しいなか、各部会の議題についてご議論いただき本当にありがとうございました。特に、有効活用部会に関しましては、部会長のご報告の中でもありましたように、当初2回の開催予定にかかわらず、第3回目を開催していただき、議事運営にご協力をいただきありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。

それでは、部会長から報告がありました以外のその他記載を主に事務局で作成しました「素案」についてご説明申し上げます。

「資料2」1ページから30ページまでが、昨年度皆様にご議論いただいた「基本方針」になっております。今回はこの部分の修正は行っておりません。

31ページをご覧ください。最初は、空家法第6条第2項の号順に並べておりましたが、事務の流れを重視し、「3号 空家等の調査」についての記載を「5号 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進」の後に記載する形に変更しました。よって、表の上からページ順となっております。

32ページをご覧ください、5月の協議会でもご説明いたしましたが、居住中から特定空

家等になるまでについて、ライフイベントを周知啓発時期について捉え、対応する啓発手段の関係を表にしております。これは、委員の著書に「空き家」の「老化論」がありまして、それを視覚的に例えば、計画ができましたら市民の方が見ていただくようになった時に、「特定空家等」という言葉自体が多分市民の方も「何だ」ということだと思えるということがあります。また、「特定空家等」を「赤」で表すことで、「特定空家等は問題なのだ」というところを視覚的に少しでも訴えられれば良いと思ひまして、「青」から「赤」という感じで表現しております。

東久留米の現状といたしまして、空家等の数は少ないとなっておりますが、高齢所有者に起因する増加が今後予想されますので、所有者だけではなく、所有者の家族も含めた周知・啓発は大変重要であると考えております。

34ページをご覧ください。空家等対策に係る啓発内容としまして、「空家等の予防」、「空家等の適正管理」「空家等の有効活用」を示しております。

36ページをご覧ください。こちらからが予防に関する具体的な施策になります。パンフレットを作成しての啓発、広報・ホームページでの情報発信していく内容となっております。5月の事務局案では庁内調整の必要なこととして、『納税通知書』を活用した啓発方法を記載しておりましたが、納税通知書に限らず、市が発行する『各種通知』の送付機会を活用した啓発を検討していく記載変更しております。37ページ「⑤ふるさと納税返礼品としての管理サービスの提供」については、関係課と共同で調整を図っていきたいと考えております。市内で空き家の簡易な管理サービスをやってくれるかというところで、シルバー人材センターなども考えていたりしますが、そのあたりについて関係部署と検討はしていきたいと考えてはおります。

38ページ、39ページは、有効活用部会で検討した内容となっております。

41ページをご覧ください。空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進として記載しております。住宅に関する補助・支援事業として一部条件はございますが、耐震診断や木造耐震診断助成金制度もありますので、これらの有効活用促進につながる事業については担当課に継続等をお願いしてまいりたいと考えております。

42ページ、43ページについては、有効活用部会で部会長から報告がありましたが、第2回本協議会を開催するにあたり、委員の皆様からご意見がありましたので、お手元に配布しております「当日の資料」に差し替えたいと事務局では考えております。

45ページから57ページは、特定空家等部会報告のと通りの記載となっております。

58ページ、59ページは、有効活用部会で検討した事項の記載となっております。

なお、特定空家等部会で頂いた、市の特性に関するご意見は、特定空家等判定にあたっての今後の参考となるように庁内で取り扱いたいと思っております。

60ページをご覧ください。空家等に関する対策の実施体制について記載しております。空家等に関する対策については、関係部署が横断的に対応や情報共有するための庁内組織として平成27年より空き家等対策庁内連絡を設置しております。なお、本計画の策定に伴い

「東久留米市空き家等対策庁内連絡会」に代わり、「(仮称) 東久留米市空家等対策庁内検討委員会」の設置をすることを考えております。

61ページは、本協議会及び特定空家等部会からも報告がありました「(仮称) 空家等対策協議会 特定空家等協議部会」の記載をしております。

62ページ以降は、その他のこととしまして「本計画の見直し」「東京都における取り組み」等を記載しております。

(会長)

ただいま、対策計画(素案)についての説明がありました。何かご意見があればお願いいたします。

(委員)

東久留米市内の氷川台自治会の事例が載っていますが、具体的に何をしたのかが書かれておりません。それは今後、書かれるということですか。

(事務局)

「資料2」の43ページをご覧くださいと思います。「コラム 氷川台農園」の部分になりますが、ここはまだ細かいインタビュー等が終わっておりません。ここは、氷川台自治会が利用したきっかけや利用中の使用状況等についてこれから記載するというので、今回はインタビューする時間がなくここに記載はありませんが、次回11月の協議会までには、しっかりしたものをここにコラムとして載せていきたいと思います。

(委員)

もう1点ですが、有効活用部会で私も細かく確認をしていなくて申し訳なかったのですが、41ページに「ホームインスペクター」ということが書かれています。「ホームインスペクター」というのは公的資格ではないのです。私も当初は一級建築士しか受験できないものだと思っていたのですが、ホームインスペクターズ協会のホームページを確認したところ、「年齢・学歴を問わず」と受験資格に書いてありました。試験の内容を見てみますと、建築の内容について項目が挙がっている、しかし公的資格ではない、ということから、「建物診断(ホームインスペクション)」の呼び方は構わないのですけれども、「専門家(建築士やホームインスペクター等有資格者)」との記述を「専門家(建築士等有資格者)」と「連携」と書いていただいた方が良いのかと考えています。現に、ホームインスペクターとして登録されている方を見ましたら、一級建築士の方が多いいことは多いのです。しかし、今の新しい試験の概要だと「年齢・学歴を問わず」と書いてありますので、この資格だけで「建物診断を」と記載することはまずいだろうと、公的資格の保有に限定する方がよさそうだと思いますので、このところの記載を変更していただきたいと思います。

(事務局)

委員からご指摘の件については、表現、記載方法等について検討し、変更すべき部分は変更させていただきます。

専門家である委員と相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(会長)

資格を書くとき々な補足というか、記載するとなると色々な課題が出てくるかとは思いますが、今回、こういった表記をした理由もあるでしょうから、確認しながらやっていただければと思います。

他に、意見はありますか。

(委員)

表記の点なのでたいしたところではないのですが、45ページのフロー図のところ、市民方々の言葉に対する感覚をいただければと思いますが、タイトルが「空家等に関する適正管理の流れ」となっていて、フローの最後が「行政代執行」となっています。「適正管理」となると、「V(ぶい)字回復してマーケットに戻していく」というのが普通の言い方かと思ひ、名が体を表していないという気がします。ここは言葉だけの話ですので、適当な文言に変えてもらえればと思います。

もう1つ、「所有者等不明」流れの最終となる「財産管理人の選任」の分岐が「する」しかないので、「選任しない」となったらどうなるのかという疑問もあると思うのですが、「選任しない」となると「取りっぱぐれる」ということになるので、市役所の公文書では書き難いかと思いますが、「しない」となると不納欠損ですよ。

(委員)

調定を立てていないので、不納欠損にはならないです。

(委員)

債権として成立している訳ではないですからね。

(事務局)

この部分については、処分の相手方が確定しないので債権として成立しないため、このような書き方にさせていただいたところになります。この部分についてはもう少し検討します。

(委員)

たまに出てくるのですよね。業界の実務セミナーであった稀な例なのですが、京都市で建築指導により略式代執行を行ったら、後から所有者が出てきたと。めでたく回収されたので良かったのですが。「しない」と書かなくても良いのであれば、それでも良いのですが。

(事務局)

ここについては改めてどのような表現が良いのかというところについては、色々と法的なところも絡んでいきますので、事務局で調整し、最終的に決定させていただきたいと思います。

(会長)

他にご意見等がありますか。

(委員)

52ページの「相続が発生している場合の推定相続人」という記述についてですが、「推定相続人」ではなく「法定相続人」であるとか「相続人」が良いかと思います。「推定相続人」は、生きている方が亡くなったら相続人になるのは誰か、ということであって、相続が発生しているということは亡くなっているもので、既に誰かが相続人ということになっているので、「推定」は外していただいた方が良いと思います。

(事務局)

この部分については、専門的な委員からのご指摘でございますので、相談させていただき、正しい表記にさせていただければと思います。

(会長)

他にご意見等がありますか。

(事務局)

私ども、事務局として責任を持って今後そういうことをしていきますが、後ほど「その他」でも述べる予定だったのですが、私どもより専門家の方々がいらっしゃいますので、そういう書き方とかのアドバイスをいただければと思います。これは公文書として残っていくものなので、ぜひとも色々な形でアドバイスを今後ともよろしく願いいたします。

(会長)

他にご意見等がありますか。

(委員)

全体を通してなのですけれども、急いで作っているのはこちら側も知っているのですが、それ自体は大変だとは思いますが、ちょっと「てにをは」の誤記がいくつか見られるので、改めて作成担当者でない方にブラッシュアップ、クリーニングしていただいた方が良いかと思います。

(事務局)

私達は、いつも同じものをずっと見てしまうので、違う目で見てもらうことを、フレッシュな目ということは意識して見てもらいたいと思います。

(委員)

複数の目で、ダブルチェックの感じで。

(事務局)

はい。

(委員)

法令の条番号についても「第」が付くのと付かないのとどちらでも良いのですが、それも混在状態なので。

(会長)

統一を、ね。

(事務局)

改めて、言葉の使い方や、特に主語に気を付けて、誰がどうするのだというところに気を付けて、この計画の表現について見直していきたいと思いますので、事務局はこう言いたいものだけでも、例えば委員の皆様が見たときに違うように捉えられることも、思い込みでこちらもやってしまうのはいけない、複数の目でやってはいきますけれども、そういう点に気が付いたらぜひともご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(会長)

他にご意見等がありますか。

(委員)

38ページなのですけれども、「自治会」という言葉が何回か出てくるのですが、5月の協議会や有効活用部会でも出てきたのですけれども、自治会だけだと、自治会自体がほとんど動いていないような地域もあるので、「自治会等」と「等」を付けた方が良いとなったと

思うのですが、これはどうなのでしょう。

(事務局)

この部分については有効活用部会でもあって、議論の中で自治会の加入率も低い中、他の人達に向かっても、具体的にどこの団体ということは無いにしても、という話がありましたので、自治会を中心にどこかあればやっていくということで「自治会等」に変更していく部分は変更していきたいと思います。

(会長)

よろしいですか。他にご意見等が無ければ、次に移りたいと思います。

3. その他

(会長)

「3. その他」について事務局より願います。

(事務局)

本日ご議論いただいた素案について、本日を過ぎて大きな方向の修正はできませんが、「てにをは」や表現の誤りなど、複数チェックはこちらでも行いますが、皆様で何かお気づきの点がありましたら、9月10日までに事務局をお願いします。次回の協議会では、パブリックコメントに向かう対策計画(案)を細かいところを含めた形で皆様に提示して最終決定したいと思います。

次回、令和元年度第3回協議会は11月7日(木)午後3時より開催いたします。1週間前までには改めて開催通知をお送りさせていただきますので、その際はよろしくお願いいたします。

昨年度も開催しましたが、本年度も10月26日(土)に空き家セミナーを市民プラザホールで開催いたします。チラシ等出来上がりましたら、委員の皆様にはご案内の送付をさせていただきます。以上になります。

(会長)

皆様には資料確認等含めて次回開催に向けましてスケジュール等調整の方、よろしくお願いいたします。

その他、何かご発言ございましたら、議題外でありますけれどもお願いします。

(委員)

先日、事務局とも打合せさせていただきましたけれども、昨年8月から濃い1年間で、こ

の1年で終わりなのかと錯覚するくらいを感じたのですけれども、おそらくこれから事務局の方で内部精査をして、パブリックコメントや議会に向けての調整をしていくかと思いますが、その期間、我々委員はやる事が無くなってくるのかもしれませんが、実際に「空き家をなくす」ということが目標ですと、現に東久留米でも、もしかすると1日1件ずつ空き家が増えているかもしれません。空き家バンクがいつ出来るかは別として、空き家についての相談などは、おそらく環境政策課に来ると思います。その都度、専門家の方に聞いていただくなどの作業が出てくるかと思いますが、その時に分からないことがあれば、ぜひ協議会の委員に問い合わせをいただければと思いますのでよろしくお願いします。

それとともに、来年の8月までが任期となるのですよね。

(事務局)

はい。

(委員)

あと1年ある訳ですから、既にスケジュールは示されておりますが、再度、あのとおりでいくののかも精査していただき、できるだけ早め、早めに、とは言いながら議会もありますし、なかなかそうはいかない行政の仕組みも十分把握しておりますけれども、それでもいち早く、スピーディーに進めていただければと思います。意見としてで、よろしくお願いします。

(会長)

よろしいですか。協議会の皆様の協力をいただく場面を色々と検討願えればと思います。

他にご意見等が無ければ、本日予定の議題は全て終了いたしました。それでは、令和元年度第2回東久留米市空家等対策等協議会を閉会いたします。本日は長い時間、ありがとうございました。

以上